

議案第12号

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中改正について

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月2日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則（平成16年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第1項中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正（令和3年法律第63号）及び個人情報の保護に関する法律の改正（令和3年法律第37号）に伴い、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

(対象となる職員の範囲)

第2条 人事評価は、非常勤職員(地方公務員法第~~28~~<sup>22</sup>条の~~5~~<sup>4</sup>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)その他教育長が別に定める職員を除き、すべての職員について実施するものとする。

(評価結果の取扱い)

第9条 評価者は、人事評価において知り得た情報の取扱いに関しては、~~横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)~~に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 校長又は園長が行った定期評価の最終評価は、教育長の定めるところにより、評価対象である職員に提示するものとする。

3 特別評価は、評価対象である職員の指導育成の基礎資料として活用するものとする。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)